

# 入札説明書

原子力発電環境整備機構が発注する「不連続構造によるネットワーク構造のモデル化・解析の妥当性確認に係る検討」に係る入札公告に基づく一般競争入札等については、別添「仕様書」に定めるほか、この入札説明書によるものとする。

1. 公告日 2026年4月8日(水)

## 2. 業務概要

- (1) 業務名 不連続構造によるネットワーク構造のモデル化・解析の妥当性確認に係る検討
- (2) 業務内容 仕様書に記載のとおり
- (3) 履行期間 契約締結日～2027年3月5日まで
- (4) 履行場所 仕様書に記載のとおり

## 3. 競争参加資格

次の(1)から(4)に掲げる資格を満たしている者であること。なお、複数の事業者が共同入札する場合は、6.の入札日の10日前までに4.担当箇所に記載のメールアドレス宛にその旨記載したメールを送付すること。その後、機構より送付する必要書類を用いて、申請手続きを行うこと。

(1) 次の①から④に該当しない者であること。

- ① 契約を締結する能力を有しない者及び破産者で復権を得ない者
- ② 審査の日前2年以内に、次のイ)からへ)までに掲げる行為をした者(法人である場合においては、その役員又は使用人であった者でその行為について相当の責任を有した者。個人である場合においては、その支配人、法定代理人、使用人であった者でその行為について相当の責任を有した者を含む。)
  - イ) 契約の履行に当たり故意に製造を粗雑にし、又は物件の品質若しくは数量に関して不正の行為をした者
  - ロ) 公正な競争の執行を妨げた者又は公正な価格を害し若しくは不正の利益を得るため連合した者
  - ハ) 落札者が契約を締結すること又は契約者が契約を履行することを妨げた者
  - ニ) 発注者が行う検査又は監督を妨げた者
  - ホ) 正当な理由がなくて契約を履行しなかった者
  - ヘ) 機構の定める倫理規程の違反に関与した者
- ③ 経営状態が著しく不健全であると認められる者
- ④ 一般競争(指名競争)参加資格審査申請書若しくは添付書類中の重要な事項について虚偽の記載をし、又は重要な事実について記載をしなかった者

(2) 機構の2025・2026年度一般競争(指名競争)参加資格における業種区分「地層処分に関する技

術開発・技術調査等」において、「A」「B」「C」等級の認定を受けている者であること。

※本業務に係る入札参加資格は、機構が認定した「一般競争（指名競争）参加資格」を有することが必要であり、全省庁統一資格では参加できない。

(3) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条に規定する暴力団員、暴力団関係者その他の反社会的勢力又はそれらの者との関与があると認められる者でないこと。

(4) 入札の時に、機構から指名停止を受けていないこと。

#### 4. 担当箇所

〒108-0014

東京都港区芝四丁目1番23号 三田NNビル2階

原子力発電環境整備機構 総務部 経理・資材グループ

電話：03-4216-0094（直通）

mail：shizai@numo.or.jp

#### 5. 入札説明書等に対する照会

上記4. 担当箇所に同じ

#### 6. 入札、企画書等説明会の日時及び場所

(1) 日 時 2026年5月25日（月）

入札参加者ごとの実施時間及び企画書等説明会の日時は、後日連絡する。

(2) 場 所 後日連絡

(3) 入札、企画書等説明会参加希望の者は、2026年5月15日（金）17時00分までに、機構が提示する仕様書に基づいて企画書を作成し、上記3.（1）担当箇所まで持参すること。

#### 7. 入札方法等

(1) 入札、企画書等説明会参加希望の者は、機構が提示する仕様書に基づいて企画書を作成し、入札書、内訳書、必要に応じ委任状とともに持参すること。

(2) 落札決定にあたっては、入札書に記載された金額に消費税相当額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の消費税を除いた金額を入札書に記載すること。

(3) 入札金額の「内訳書」（算定根拠）を併せて提出のこと。

(4) 再委託を予定している場合は、別記様式1「実施体制図」並びに再委託先の事業概要及び業務実績等の電子データも併せて提出すること。

(5) 開札の結果、各人の入札のうち予定価格の制限に達した価格の入札書が無いときは、再度の

入札を行う。

## 8. 入札保証金及び契約保証金

免除

## 9. 入札の無効

入札公告に示した競争参加資格のない者のした入札、提出資料に虚偽の記載をした者のした入札、並びに別冊原子力発電環境整備機構入札心得において示した入札に関する条件等に違反した入札は無効とし、無効の入札を行った者を落札者としていた場合には落札決定を取り消す。

## 10. 落札者の決定方法

総合評価落札方式（技術点：価格点＝3：1）

予定価格の制限の範囲内で、機構が指定する要求事項のうち、必須とした項目の最低限の要求を全て満たしている提案をした入札者の中から、機構が定める総合評価の方法によって得られた数値の最も高い者を落札者とする。ただし、次の一つに該当する場合は、落札者の決定を保留し、調査を実施のうえ、落札者を決定するものとする。この場合において、入札者は事後の調査に協力するものとする。

- ① 高落札率入札 予定価格に対する入札価格に消費税及び地方消費税を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）の割合が95%以上となったもの
- ② 低入札価格 予定価格が1,000万円を超える工事その他の請負契約のうち、入札価格が次に掲げる額に満たないもの
  - イ 工事の請負契約 予定価格に機構の定める割合（75%～92%）を乗じた額
  - ロ その他の請負契約 予定価格に60%を乗じた額

## 11. 支払条件

確定検査後払い

## 12. その他

- （1）企画書等説明会にて使用した企画書は契約書に添付され、契約の一部を構成する場合がある。
- （2）契約手続きにおいて使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限る。
- （3）本件は、別冊契約書案をもとに契約を締結することとなるため、契約条項の内容を承知の上、別冊原子力発電環境整備機構入札心得を遵守して入札に参加すること。
- （4）契約の相手方との間で締結する契約が、別に定める「契約の公表に関する事務取扱要領」の公表要件に該当する場合には、契約の相手方の商号又は名称、契約金額等について原子力発電環境整備機構HPにて公表するものとする。
- （5）本件入札に際して機構から提供された情報は、本件入札のためにのみ使用するものとし、他

の目的のために使用することは認めない。

- (6) 再委託については、機構が再委託の必要性を確認した場合等を除き原則禁止とする。契約当初から再委託を予定している場合は、別記様式1に基づき実施体制図を作成し、再委託先の事業概要及び業務実績等とともに入札時に機構に対し提出する必要がある。機構にて実施体制に問題がないことを確認した後に契約の締結を行う。また、必要な事項について再委託先と書面により契約を締結し、再委託先の管理を徹底すること。詳しくは別紙「再委託の取扱いについて」を参照すること。
- (7) 本業務は、特定放射性廃棄物の最終処分に関する法律（業務の委託）第57条に基づき、経済産業大臣より認可を受ける必要があるため、その認可を得られないときは、落札者との契約ができない場合がある。

以 上

## 再委託の取扱いについて

### 1. 再委託の承認申請

- ・再委託は、機構が再委託の必要性を確認した場合等を除き原則禁止。

#### <再委託認定基準>

- ・事業全体の企画及び立案並びに根幹に関わる執行管理に関する業務以外の再委託について、以下の要件のいずれかを満たす場合にこれを認める。

- ①受託者が再委託した方が効率的である場合
- ②委託内容に高い知見を持った第三者を必要とする場合
- ③その他事情を勘案し、必要な場合

- ・契約当初から再委託を予定している場合は、別記様式1に基づき実施体制図を作成し、入札時に再委託先の事業概要及び業務実績等とともに機構に対し提出する必要がある。機構にて実施体制に問題ないことを確認した後に契約の締結を行う。なお、再委託比率が50%を超える場合はその理由を書類に記載のこと。

### 2. 契約上の留意事項

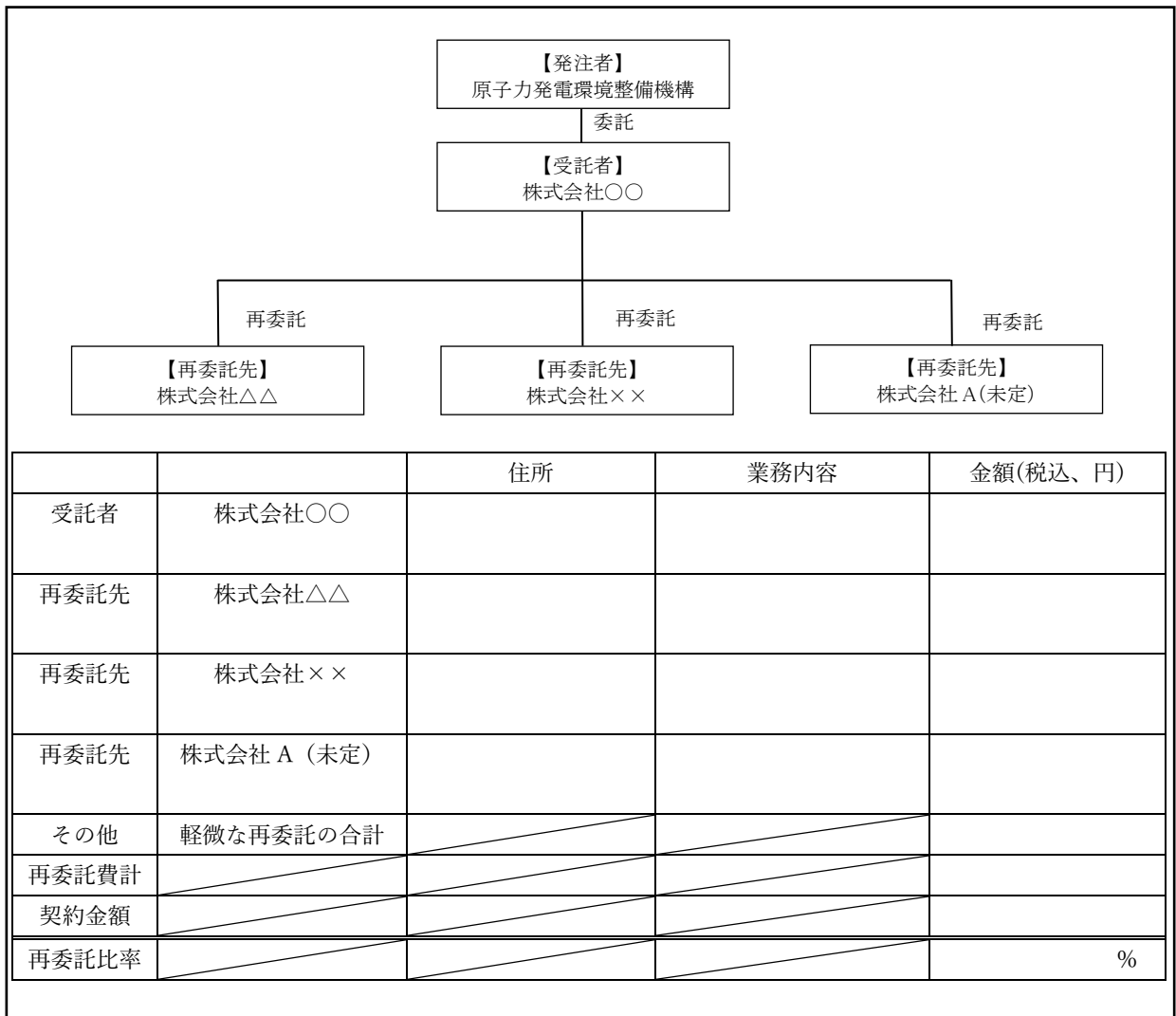
- ・契約締結後、受託者は契約を遵守するために必要な事項について再委託先と書面にて約定すること。

### 3. 再委託先の管理

- ・受託者は、再委託先の行為について、全ての責任を負うこととし、再委託先の管理を徹底すること。

以 上

● 実施体制図 件名「不連続構造によるネットワーク構造のモデル化・解析の妥当性確認に係る検討」



※再委託比率とは、再委託の契約金額(税込)÷契約総額(税込)×100により算出した率のことを指す。  
 小数点以下第2位を四捨五入にて算出すること。

※機構との契約締結後、契約書第13条3項に基づき再委託承認申請書の提出が必要となる場合は、以下の通り。

- ・再委託先の追加・変更
- ・再委託先の名称・所在地の変更
- ・再委託する業務内容の追加・変更
- ・再委託比率が50%を超える場合
- ・再委託予定金額の変更(増加の場合に限る)

※受託者は、契約書の第13条第5項に記載の事項について、機構との契約締結後に再委託先と書面にて約定を行い、写しを機構に提出すること。

※軽微な再委託とは、1件あたりの契約金額が100万円未満で、かつ委託費総額の50%以下の再委託を指す。

● 再委託を行う理由

・株式会社△△・・・

・株式会社××・・・

・株式会社 A (未定)・・・

● 再委託比率が 50%を超える場合はその理由